

# 国民民主党案と政府案との主な相違点

## 喫煙禁止場所

		国民民主党案	政府案
施設	医療施設	< 第一種施設 > 屋内 + 屋外 ※ホスピス等では例外的に屋外に喫煙場所の設置可	< 第一種施設 >  屋内 + 屋外 <b>※屋外に喫煙場所の設置可</b>
	小中高校		
	大学	< 第二種施設 >  屋内 + 屋外 { 位置指定場所 (テラス席等) その他の場所 ※その他の場所には喫煙場所の設置可	
	官公庁施設 (政府案については行政機関)		
	老人福祉施設	< 第二種施設 >  屋内  ※喫煙専用室の設置可	
	運動施設		
	事務所	< 第三種施設 >  屋内 + 屋外の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	
	飲食店		
ホテル			
乗り物	バス・タクシー・航空機	内部 + 外部の位置指定場所	内部
	鉄道・船舶	内部 + 外部の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	内部 ※喫煙専用室の設置可

※ 住宅や旅館・ホテルの客室は、規制対象外

※ シガーバー等（議連試案は第三種施設内、政府案は第二種施設内に限る）や、たばこの研究所の屋内では、一定基準を満たす室内での喫煙可

## 屋内における加熱式たばこの喫煙に対する規制

国民民主党案	政府案
当分の間、第三種施設の喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）で喫煙可	当分の間、 <b>第二種施設</b> の喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）で喫煙可

## 喫煙専用室に係る指定制度

国民民主党案	政府案
事前に都道府県知事が喫煙専用室を有する施設を指定	<b>指定制度なし</b> （施設等の管理権原者が自ら喫煙専用室を設定）

## 飲食店に関する特例

		国民民主党案	政府案
		→当分の間、規制対象外 〔新規出店の店舗も含め、特例の対象〕	→別に法律で定めるまでの間、規制対象外 〔新規出店の店舗は、特例の対象外〕
要件	①	20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設（バーやスナックを想定）	<b>飲食店全般（バーやスナック以外も対象）</b>
	②	施設面積が30㎡以下	個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下）かつ <b>客席面積が100㎡以下</b>
	③	管理権原者等以外に従業者がいない、又は喫煙可能であることについて全従業者の同意を得ている	_____
	④	20歳未満の者を立ち入らせないようするための措置を講じている	喫煙可能室に20歳未満の者を立ち入らせない義務
	⑤	①～④の全ての要件を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している	飲食店や喫煙可能室の出入口に、喫煙可能場所であること、20歳未満立入禁止であること等の標識を掲示する義務

## 施行期日

国民民主党案	政府案
<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 (公布後6か月以内に施行)</p> <p>②2019年ラグビーワールド杯開催までに全面実施 (公布後1年以内に施行)</p>	<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 (公布後6か月以内に施行)</p> <p>②第一種施設に係る規制について、2019年ラグビーワールド杯開催までに実施 (公布後1年6か月以内に施行)</p> <p>③<b>2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに全面実施</b> (平成32年4月1日施行)</p>

## 過料の額

国民民主党案	政府案
<p>&lt;個人&gt;</p> <p>退出命令違反：5万円以下（加熱式たばこの喫煙に係る違反については、当分の間、適用せず）</p>	<p>&lt;個人&gt;</p> <p>退出命令違反：30万円以下</p>
<p>&lt;施設等管理者&gt;</p> <p>いずれの違反も：10万円以下</p>	<p>&lt;施設等管理者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告措置命令違反：50万円以下</li> <li>・喫煙標識掲示違反：50万円以下</li> <li>・喫煙標識除去違反：30万円以下</li> <li>・帳簿保存等違反：20万円以下</li> <li>・立入検査拒否：20万円以下</li> </ul>